

改正

平成24年3月27日条例第1号

行田市人権施策推進審議会条例

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、必要な事項を審議するため、行田市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 人権教育及び人権啓発に係る施策に関すること。
- (2) その他人権教育及び人権啓発の推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市内の人権推進団体の代表者
- (2) 知識経験者
- (3) 市立小・中学校長
- (4) 公募の市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

(意見聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 審議会は、特定の事項を調査研究する必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(守秘義務)

第9条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。